

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する 法律施行令の一部を改正する政令の概要

1 改正の趣旨

人事院規則の改正により地域手当の支給割合の見直しが行われたことを踏まえ、人事院規則で定める地域以外の地域において、国会議員の選挙等に係る投票所経費、開票所経費、事務費等の基本額に加算を行う場合（以下「地域加算」という。）の割合を引き上げるとともに、市町村合併により新たに地域加算の適用を受ける地域を追加する改正を行う。

2 改正の内容等

（1）地域加算について

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（以下「基準法」という。）においては、選挙執行経費のうち投票所経費、開票所経費、事務費等を算定する際に、その基本額（下記①）の積算に用いる超過勤務手当は本俸に係るものしか措置していないことから、国の地域手当の支給基準を満たす地域においては、地域手当に係る超過勤務手当について、基本額に額の加算（下記②。以下「地域加算」という。）を行っている。

① 基本額 = 人件費（本俸に係る超過勤務手当、投票管理者費用弁償等）
+ 物件費等（旅費、文具費、燃料費等）

② 地域加算額 = 本俸に係る超過勤務手当 × 地域加算の割合

（2）改正の内容について

基準法施行令は、この地域加算を行う地域及び割合について、

ア 国の地域手当が支給される地域（以下「人事院規則で定める地域」という。）
においては、人事院規則で定める割合

イ 人事院規則で定める地域以外の地域においては、基準法施行令で定める割合

と定めており、今般、人事院規則が改正され、平成22年度までの給与構造改革の経過措置期間中の段階的な引上げの一環として、地域手当の支給割合が見直されたことを踏まえて、人事院規則で定める地域以外の地域における地域加算の割合を、人事院規則と同様の考え方に基づいて引き上げるための改正を行うとともに、市町村合併により新たに地域加算の適用を受ける地域を追加するものである。（本則関係）

（3）施行期日

施行は平成21年4月1日からとする。（附則関係）